

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和8年3月2日 午後1時27分 開 会

出席委員

委員長	櫻井 繁行
副委員長	鈴木 更司
委員	矢口 龍人
委員	佐藤 文雄
委員	小座野 定信
委員	岡崎 勉夫
委員	設楽 健夫
委員	小倉 博生
委員	久松 公生
委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一
委員	石澤 正広
委員	塚本 直樹
委員	井出 有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋 謙
総務企画部長	横田 茂
市民部長	岩井 雄一郎
総務課長	谷中 博文
総務企画部企画監	鈴木 薫
総務企画部企画監	樽見 大輔
総務企画部企画監	木村 勇介
秘書人事課長	神野 厚
情報広報課長	田中 英昭
環境防災課長	服部 光浩
地域コミュニティ課長	松延 克彦
市民課長	小池 陽子
税務課長	元木 義和

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子
議会総務課主幹	川原場 智
地域コミュニティ課係長	横 田 桂 明
国保年金課主事	石 橋 美 玖

議 事 日 程

令和8年3月2日（月曜日）午後1時27分 開 会

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号））
- (2) 議案第 6 号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- (3) 議案第 7 号 かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (4) 議案第 9 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第10号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第11号 かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について
- (7) 議案第12号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (9) 議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算
- (10) 議案第32号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について

開 会 午後 1時27分

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして、皆様、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

ただいまから令和8年第1回定例会議案審査特別委員会を開かせていただきます。

次に、書記を追加して指名いたします。

地域コミュニティ課、横田桂明君、国保年金課、石橋美玖君の以上2名を追加して指名をいたします。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和8年第1回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦勞さまでございます。

審査いただく議案は全部で29件ございます。内訳は、承認案件が1件、条例に関する議案が16件、予算に関する議案が10件、計画の変更に関する議案が1件、契約の締結に関する議案が1件です。

つきましては担当部長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

ここで、市長は退席となります。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時31分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用を

お願い申し上げます。

ここで、改めて執行部に申し上げさせていただきます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査をすることといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願いを申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡明な説明と答弁をお願いいたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案等の審査に入らせていただきます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等はございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

画面の議案概要書2ページになります。

さきに行われました衆議院議員の総選挙に関する執行経費に関するものでございます。

補足説明は特にございません。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

投票率なんかは前回と今回の違いありますか。

○総務課長（谷中博文君）

今回の投票率でございますが、衆議院議員総選挙の投票率につきましては、有権者数が3万2920名で投票者数1万8346名で、55.73%でございました。また、昨年の衆議院議員総選挙につきましては、3万3386名の有権者に対しまして投票者数が1万8462名で、投票率は55.30%でございました。

以上となります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

若干上がったようですけれども、やはりこの広報をもっと広げていくという必要があるかと思うんですが、ポスターの掲示場の設置そのものの変更はなかったのか、それともポスターの掲示板については、さらに広く設置場所を増やすとかという検討はなさらなかったわけですか。

○総務課長（谷中博文君）

ポスター掲示場につきましては、投票区、各投票区の面積に応じまして数が決まっておりますので、そちらですと217か所になりますので、本市でやる場合には、基本的には各選挙区いずれの選挙につきましても217ということになってくるかと思えます。

○佐藤文雄委員

公報なんかはこの予算の中には入っておりますか、公報。公報というのは、いわゆる候補者が出しているものと、それから投票率をアップするための広報、これについてちょっと教えてください。

○総務課長（谷中博文君）

啓発につきましては、チラシなども入れさせていただきまして、また選挙公報なども併せて新聞折り

込みなどでさせていただいております。また、衆議院議員総選挙、ご承知のように時間等もなかなかタイトな中でやっておりましたので、本市としては、一応2つをメインに選挙の投票の啓発というものを進めさせていただいたところでございます。

○佐藤文雄委員

今回の選挙は本当に急な選挙だったので、公報なんかもなかなか届かなかったということがあったと思うんですが、いわゆる広報カーは出しましたか、広報カー。宣伝カーですね。

○総務課長（谷中博文君）

いわゆる投票を啓発するような車かと思うんですが、そちらにつきましても、いわゆる流す内容のテープというのが、選挙が間際でございましたのでなかなかすぐに来なかったという状況はございましたけれども、1日1回ずつはでき得る限り広報のほうはさせていただいたところでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案は、国の基準に倣ったように条例の内容を訂正するものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

具体的に値上がりですけれども、一見見ると値下がりかなというふうに感じる部分もあるんですが、実際どういう単価というか、総額どういうふうな数字が出てきますか。

○櫻井繁行委員長

ご答弁はどちらですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

まず、ビラのほうですけれども、これ単純に基準が上がっております。また、ポスターのほうですけれども、既存のポスター掲示を前提にしますと10%弱、9%ぐらい下がることにはなります。あの分、1,174円というちょっと独自単価を使っているものですから、これ国の基準の単価のほうに合わせるという作業を行うものでございます。ですから、それで申しますと9%ぐらい減少するということにはなろうかと思えます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかいらっしゃいますか。

○佐藤文雄委員

これは、そういう意味では全国一律という判断でよろしいですか。確認です。

○総務企画部長（横田 茂君）

国の単価に合わせるということですので一律でございます。ただ、ポスター掲示用の公費負担のほうにつきましては、端数を掛けております。うちのほうは最大、全国でも多い例としての2倍を掛けておりますので、これ以上はないかと思えます。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案につきましては、法律の改正にのっとりまして公示方法を追加するものでございます。掲示場の掲示のほかに事務所設置のパソコン等で見られる方法、あるいは、その他規則に定める方法を追加す

るというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これデジタルに合わせたような文言も入っているみたいですね。「名あて人」を「名宛人」に改める、これ同じですけども、漢字とかそういう文言なんかも整理する、デジタルに合わせるというように思いますが、いかがですか。

○総務課長（谷中博文君）

名宛人につきましては、平仮名のものを漢字に改めておりますが、こちらにつきましては、意味の内容というのは変更は特にもちろんございませんで、公用文の表記に基づきまして用語の統一と適正化のための形式的な改正ということになります。ほかの文言はございませんので、1点だけの改正ということになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案につきましては、法律の改正に倣うものでございます。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりました。

秘書人事課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちょっとどう違うのかちょっと教えてください。

○総務企画部長（横田 茂君）

「定年退職者等の再任用」という条文の見出しが、「定年前再任用短時間勤務職員の任用」ということにまず変わります。また、その条文も地方公務員法第28条の5第1項から地方公務員法第22条の4第1項第2号に変更になったということでございます。

定年退職者の再任用と定年前再任用短時間勤務職員、これ制度の趣旨としては同じでございます、言っていることは。定年が延長になってきますので、前は60歳超えたら再任用だったんですが、今は単純に60歳超えても再任用と言わずに、定年63歳ぐらいの人が60歳で一回辞めて短時間勤務職員として任用されるという場合もあると、この場合は定年前再任用ということでございます。

○櫻井繁行委員長

そういったことでご理解をいただきたいと思います。

そのほか何かございますか。

いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結させていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号 かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

ここで暫時休憩して、一度資料を配らせていただきたいと思います。

それでは、配ってください。

[午後 1時45分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして会議を再開いたします。 [午後 1時46分]

○総務企画部長（横田 茂君）

秘書人事課長のほうからの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○秘書人事課長（神野 厚君）

それでは、議案第11号 かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定につきましてご説明いたしま

す。

お手元の議案集43ページをお開きください。あわせて議案概要書の9ページと10ページをご覧くださいと思います。

本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、本市の旅費制度を国に準じた内容とするため、本条例を制定するものでございます。

それでは、ここでただいまお配りしました資料をご覧くださいと思います。

資料に沿ってご説明いたします。

初めに、交通費でございます。

交通費につきましては、実費支給を基本とする考え方に変更はございません。鉄道、船舶、航空機、その他の交通手段のいずれにつきましても、公務上必要と認められる範囲で実費額を支給するものでございます。

次に、宿泊費等でございます。

近年のインバウンド需要の増大などにより、都市部を中心に宿泊施設の宿泊費が高騰し、現行の定額を上回る事例もございます。このため、宿泊費につきましては、これまでの一律定額支給から都道府県ごとの基準額を上限に実費を支給する取扱いへと見直すものでございます。あわせまして、宿泊と交通手段をまとめて手配する場合にも対応できるよう、包括宿泊費を新設するものでございます。

さらに、宿泊を伴う出張の諸雑費に充てるものとしまして、宿泊手当を新設するものでございます。

続きまして、資料の裏面をご覧くださいと思います。

こちらは、国内出張における宿泊費基準額一覧でございます。国内出張の宿泊費につきましては、都道府県ごとに基準額を設定し、この基準額を上限として実費を支給するものでございます。最上位の区分の例で申し上げますと、埼玉県や東京都などでは、市職員は1万9000円、市長・市議会議員等は2万7000円となります。また、最も低い区分の例で申し上げますと、福島県や鳥取県などでは、市職員は8,000円、市長・市議会議員等は1万1000円となります。

最後に、本条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

それでは、改めまして秘書人事課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

単純に伺います。

埼玉県、東京都、京都府、宿泊費が1万9000円、福島県、鳥取県、山口県8,000円、倍以上の差があるんですけども、当然これ国の単価に合わせたということでしょうけれども、どういう理由でこういう差が出るんですか。それを分かり得てこういう数字が出てきたかと思うんですけども、お教えください。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁を求めます。

○総務企画部長（横田 茂君）

宿泊費につきましては、ハイシーズンとかそれぞれによっても実態の価格は違うとは思いますが

も、通年的な一般的な基準ということで国のほうで調査した結果、法案のとおり数字になったということだと理解しております。ただ、ですから埼玉県、東京都は、もちろんハイシーズンはこれですら多分泊まらないということだとは思いますが、そういうことは一応除外的に扱いまして、通常泊まれるだろうという数字が上がっているというふうに理解しております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか、小座野委員。

○小座野定信委員

はい。

○櫻井繁行委員長

いいですか。

○矢口龍人委員

昨年度まで、市議会の研修といっても自己負担という部分が非常に多くて、本当に大変だったんですけども、ましてや京都府とかそういうようなところ行ったら、えらい負担が多くなっちゃって大変だったんですけども、これで何とか調整できるのかなと思うんですけども、これ結局、上限と言いましたよね。それから出たものは自腹で出せということなんですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

一応上限ということですので、この範囲で泊まれる時期に実施していただきたいというところでございます。一応全国一律でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、ちょっと説明が漏れてしまったんですけども、これまで日当ってあったと思うんですけども、これ廃止になります。その代わり宿泊手当というのがつきます。一応素泊まりであれば2,400円です。ただ、朝食がつくと800円引かれまして、夕食がつくとまた800円引かれます。一応それだけのご理解いただきたいと思ひます。

○矢口龍人委員

今、私も聞こうと思ったんですけども、そのこと今おっしゃいましたけれども、朝食とか晩飯とかつてつく、つかないと思ひて、今言ったように負担が多くなるということなので、できればそういうところの詳細も分かりやすく、これから今後、研修でも何でも予定されたやつにも、分かりやすく我々にも知らせていただけるようにお願いできますか。

○総務企画部長（横田 茂君）

委員、今ありましたとおり、今度包括宿泊費という制度もできます。ですから、これはパック旅行みたいなものなんですけれども、そういった新しい制度もござひますので、旅行事務が実施するところに当たりましては、少しいろいろと調査研究していかなければならないというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ござひませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案につきましては、近隣の医師会の状況等に合わせたということでございます。要望もあった案件なので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書人事課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

参考に近隣の嘱託医の値段教えてください。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○秘書人事課長（神野 厚君）

お答えいたします。

近隣自治体の状況でございますが、例えば土浦市では、学校医の年額はおおむね18万円台から24万円台程度です。つくば市につきましては、1校当たり20万円程度でございます。それに、つくば市につきましては、児童生徒1人当たりに250円がつきます。あと石岡市、小美玉市につきましては、年額10万円となっております。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。近隣市町村の単価ということです。

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号です。令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に係る議案でございます。各部署への質疑を行い、令和8年3月4日に審査予定の健康増進課の所管に関わる部分の質疑が終わった後、討論並びに採決をすることといたします。

それでは、改めまして議案第22号のうち、総務企画部の所管に関する部分を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

補足説明は特にごございません。

○櫻井繁行委員長

よろしいですね。

それでは、説明、補足がないということでございます。

改めまして、秘書人事課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○情報広報課長（田中英昭君）

それでは、議案第22号、情報広報課所管分について説明申し上げます。

議案集の91ページをお願いいたします。

説明欄の下から2番目、総務費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金2509万5000円の減額です。国10分の10補助の標準化・共通化に関する経費の実績が確定したことに伴う減額となります。

歳入は以上です。

続いて、歳出について。

議案概要書28ページの3番目、議案集は95ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、広報事業、広報に要する経費、印刷製本費において、契約単価の差金により30万円を減額するものです。

続いて、議案概要書29ページ、11番目、議案集は96ページをお願いいたします。

2款1項7目情報管理費、イントラネット整備に要する経費、機器借上料において、契約差金により420万円の減額です。

続きまして、議案概要書12番目の基幹系電算システム管理に要する経費、基幹業務システム帳簿作成業務委託2000万円の減額です。当初予算において単価契約を想定しておりましたが、最終的には一括契約となったための減額です。

続いて、標準化・共通化システム改修業務委託2650万円の減額です。県内において先行して標準化し

た自治体を参考に、工程の見直し等を実施したことが理由となります。

機器借上料40万円の減額、こちら予算書にのみ記載してございます。標準化が順調に稼働したため、既存機器の並行稼働期間を短縮できたことにより減額するものです。

続いて、ソフト使用料1180万円の減額については、クラウドサービス利用料の実績に伴う減額です。

続きまして、議案概要書の13番目、電子自治体推進に要する経費、デジタルサイネージ導入業務委託において250万円の減額、L G W A N 関連機器借上料において80万円の減額、どちらも契約差金により減額いたしました。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

それでは、改めまして情報広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

業務委託のシステム等々、かなり差金が出ているようですけれども、これは業務委託についても入札をなさっていると思うんですが、この入札に際しての当初の業務委託金額から変更になってマイナスになったのでしょうか。それとも業務委託のときの競争入札でマイナスになったのか、教えてください。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

基幹業務の業務委託につきましては、こちら業者が決まっております契約となっております。したがって、入札の結果ではありません。

○櫻井繁行委員長

課長、何でこれだけ差金が出たのかというお話だと思うんですけれども。

改めて答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

標準化・共通化システムの業務委託につきましては、当初では基幹系の帳簿につきましては、当初事業者であります株式会社TKCのほうから、令和7年度については帳簿の印刷について単価契約を想定していただきたいという話がありました。しかしながら、県内の同じ事業者で業務を行っている団体の意思が、TKC側からしてみれば統一できなかったことによりまして、単価契約ではなく一括契約で行いましたための減額となります。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁いただきましたので、改めまして各委員の皆様からご質問いただければと。

○小座野定信委員

減額、どこもずっと減額、減額で来ているんですけれども、これ予算をつくるとき見積りというのはもらっているんですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

見積りのほうも当然徴収してございまして、その時点では単価契約の打診がありました。

○小座野定信委員

見積り1者だけですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

基幹系につきましては、随意契約ですのでこの1者だけでございます。

○小座野定信委員

随意契約、非常に業者にとっては都合のいい契約方法なんですけれども、やはり見積り取るときは1者じゃなくて、こんな減額、減額というと、本当にこれ、ほかの事業に使えるお金までここに入っているわけですよ。だから、市の予算全体を考えたときにすごく無駄になるといったら何ですけれども、後々はプラスになってよかったというふうに思うかもしれませんが、年度当初のときにこれだけの不用額が実際出ているわけですから、ほかの事業に影響してくると。

だから、これどうですか、横田部長。今後やはり予算つくるときは、1者とか随意契約という言葉に負けないで、やはり2者、3者と見積りを取るということは考えられませんか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○総務企画部長（横田 茂君）

可能なものについては複数者等取りたいと、取るべきだというふうに思っております。ただ、今回のこの情報系の基幹系統につきましては、もう既にシステムがもうそれしか選択の余地がありませんので、なかなかこういうやはり難しいという面はあります。こういうもの以外については、積極的にちょっとそれは注意してやっていきたいというふうに思います。

○小座野定信委員

ほかの市と比べながら、やはり1市だけ、かすみがうら市だけではなく、近隣の市町村に伺いを立てて聞いてみるとか、そういう情報交換も必要かなというふうに思います。今後、こういう減額が多過ぎるということはあまりよくないことだと私は思うので、十分注意して一生懸命お願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、最後、意見ということで承っていただきたいと思います。

そのほか、佐藤委員のほうに戻させていただきます。

○佐藤文雄委員

もう単価契約と一括契約によって違っているという話なんですけど、このTKCというのは、もう随意契約として相手側とはもう既に決まっているというふうにおっしゃったと思うんですが、TKC以外を採用するということは無理なんですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

今回の国が進めております標準化・共通化が進むことによって、他者に選択を変えるという結果も可能になってくるとは思いますが、ただ現状では、変えてしまうと職員の操作とか、それから年間のスケジュールとかいろいろ変わってきてしまいますので、変えるとしたら徐々に変えていくべきかなと考えてございます。

○佐藤文雄委員

ということは、TKCオンリーの見積りになると、1者見積りというかになるということですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

現状そのように考えてございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員

そうすると、これ当初予算だと4億3000万円ちょっとなんだけれども、それが6620万円減額で3億6400万円で、この予算だということなんだけれども、例えば来年度の場合は、またそういうふうに個別にしてやったりして同じような方法でやるわけですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

来年度の当初予算につきましては、この帳簿のほうは今までに戻した数字で計上してございます。

○櫻井繁行委員長

今までというのはどういったことですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

失礼しました。一括契約。ですから、今回のような大きな減額は発生しないように考えてございます。

○矢口龍人委員

いや、その減額は発生しなくても、減額発生させても、事業は出来上がったわけだね、今年度これ。来年度また4億3000万円に戻すということでしょう、おっしゃっているのは。そうすると、来年も同じ方式でやれば6000万円浮くんじゃねえのか、そういうふうな思いなんだけれども、何でもかんでもかけなきゃならないんですか、余計に。

○櫻井繁行委員長

いかがですか。

当初予算から安い金額でということをおっしゃってと思いますが。

改めて答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

令和8年度当初予算では減額が発生しないように見積もってございます。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。 [午後 2時10分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時11分]

改めて答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

失礼いたしました。令和7年度については、標準化・共通化の第1年目ということもありまして、大枠が見積り切れなかったという部分もございますので、令和8年度はしっかり今年度の実績に基づいて精査して当初予算を組んでおります。

○矢口龍人委員

いや、標準化というふうにおっしゃいますけれども、結局、今回補正した分は来年度には上乗せになって、それが標準ですよということなんでしょう、おっしゃっていることは。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁をお願いいたします。

○情報広報課長（田中英昭君）

令和8年度当初予算については、上乗せはしてございません。

○櫻井繁行委員長

なので、どういう結果になるんですか。

○情報広報課長（田中英昭君）

なので、減額はしない。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 2時13分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして会議を再開いたします。 [午後 2時15分]

答弁を求めます。

○情報広報課長（田中英昭君）

令和7年度については、単価契約で最初見積りをしておりまして。当然、単価契約のほうが最終的には高くなる見込みだったんですが、企業努力と調整によって一括契約にして安くしてもらったという経緯でございます。

もう一つの標準化につきましては、国のほうで進めている10分の10の補助ということもあって、先ほど申し上げましたとおり、細かい枠が見切れなかった分もあって多めに予算を確保していた分もあります。その標準化の業務が完了して、最終的に安く上がったということで減額した次第でございます。

以上です。

○櫻井繁行委員長

答弁をいただきました。

○櫻井健一委員

その下の13のところのLGWANの関連機器借上料が80万円安くなっているというのは、これも単価が安くなったということですか。それとも機械が少なくなったんですか、教えてください。

○情報広報課長（田中英昭君）

こちら契約差金で安くなった分もございますが、1回、契約が不調になりまして、その分で現行機器を再リースしたものがあって、最終的には令和7年度分は安く収まったということでございます。

○櫻井健一委員

何か不具合か何かあったということなのかは分からないんですけども、これ業務上には何か支障を来すようなことにはならなかったんですかね。

○情報広報課長（田中英昭君）

業務上に支障を来すようなことはございませんでした。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

それでは、議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、本課所管の部分につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の議案集91ページをお開きください。また、議案概要書につきましては22ページをご覧ください。

きたいと思います。

初めに、歳入でございます。

10款1項1目の地方特例交付金につきましては、本交付金の額が確定したことに伴い、237万4000円を減額するものでございます。

次に、11款1項1目の地方交付税につきましては、普通交付税の再算定などによりまして、3億3861万7000円を増額補正するものでございます。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金のうち、右側説明欄の上から2段目の新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、本交付金の額が決定したことから、381万1000円を減額するものでございます。

また、同じ欄の一番下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、3001万6000円を減額するものでございます。これは、令和7年度に実施しました定額減税調整給付の実績が確定したことによるものでございます。

次に、議案集93ページをお開きください。

16款4項1目の総務費県交付金、事務処理特例交付金につきましては、県からの権限移譲により実施している事務事業の実績が確定したことにより、104万2000円を増額するものでございます。

次に、18款1項1目の寄附金につきましては、市外の事業者から当初の見込みを上回る企業版ふるさと応援寄附の受入れがありましたので、令和8年1月末日時点の実績額に基づき1210万円を増額するものでございます。

次に、19款1項1目の減債基金繰入金と5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、当初予定しておりました繰入れについて、令和7年度の一般会計において財源の不足が生じないという見通しであるため、所要額を減額するものでございます。

次に、議案集94ページをお開きください。

21款5項6目の雑入のうち、右側説明欄の一番上のがんばる地域応援事業助成金につきましては、当該事業が不採択となったことにより事業を執行しなかったため、歳出と同額の150万円を減額するものでございます。

次に、22款1項の市債につきましては、2目の民生債から7目の教育債までにおきまして、いずれも右の説明欄の事業に係る事業費の確定を見込み、所要額の補正をするものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

議案集96ページをお開きください。また、議案概要書につきましては28ページをご覧いただきたいと思います。

2款1項5目財産管理費のうち、右の説明欄の一番上に記載があります基金運用益等の積立に要する経費につきましては、今後の財政運営や施設整備に備えるため、財政調整基金積立金といたしまして5億2365万8000円、続いて、減債基金積立金としまして3907万4000円、地域づくり基金積立金としまして3億円、公共施設等整備基金積立金としまして116万5000円、学校教育施設整備基金積立金としまして147万5000円、総額8億6537万2000円を増額補正するものでございます。

このうち、財政調整基金積立金につきましては、財政の健全な運営を支えるため、一定額以上の積立が必要でありますことから措置するもので、今回の積立てにより、令和7年度末の財政調整基金の残高は14億3454万3000円となる見込みでございます。

また、減債基金積立金につきましては、歳入でありました普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策償還基金費として交付された分を将来の臨時財政対策債の償還に備えて積み立てるものでありまして、

今回の積立てにより、令和7年度末の減債基金の残高は29億8428万円となる見込みでございます。

また、地域づくり基金積立金につきましては、企業誘致を推進するための企業立地助成金の原資とするため積み立てるもので、今回の積立てにより、令和7年度末の地域づくり基金の残高は10億3196万6000円となる見込みでございます。

次に、2款1項6目企画費のうち、企画調整に要する経費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、がんばる地域応援事業助成金の不採択によりまして、事業の全額150万2000円を減額するものでございます。

次に、議案集107ページをお開きください。また、議案概要書につきましては37ページをご覧くださいと思います。

11款1項1目の元金につきましては、過年度に起債した一部起債の金利見直しがありまして償還元金が減額となったことから、地方債元金としまして86万7000円を減額するものでございます。

次に、11款1項2目の利子につきましては、事業の確定に伴い、当初予定しておりました借入額よりも少ない額を借り入れたことによって683万1000円を減額するものでございます。

議案第22号のうち、本課所管分の説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、経営企画課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基金がかなり多岐にわたって計上されておりますが、この財源というのは簡単に言ったらどれと、どれと、どれを歳入でいえば、教えてください。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

基金積立金8億6000万円を超えておりますが、その財源、原因といたしましては、例えば市税と地方交付税、合計で4億円を超える歳入の増がございました。その他、前年度繰越金の精算分や各事業執行の結果、一般財源ベースで約3億円の不用額が出ているところでございます。

原因としては以上でございます。

○佐藤文雄委員

地方交付税が増額になったとか、今言った今不用額、これが約3億円ぐらいというのが主な財源だという、この理解でよろしいですね。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○総務課長（谷中博文君）

議案第22号の一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案集は95、96ページ、議案概要書28ページをお願いいたします。

2款1項5目庁舎等財産管理事業、04中央庁舎管理に要する経費163万3000円の減額補正となっております。内容といたしましては、11節の役務費の01の電話料につきましては、当初の想定よりも利用が少なかったことから50万円の減額と、12節02その他委託費につきましては、施設警備委託の契約差金の113万3000円の減額となっております。

説明につきましては以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

ここで、1時間経過いたしましたので、一度休憩を取らせていただきたいと思います。

午後2時35分から再開させていただきます。お願いします。 [午後 2時27分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして会議を再開させていただきます。 [午後 2時35分]

次に、議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に係る議案であるため、各部署への質疑を行い、令和8年3月5日に審査予定の議会総務課の所管に関わる部分の質疑が終わった後、討論並びに採決をすることといたします。

それでは、議案第26号のうち、総務企画部の所管に関わる部分を議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございましたら。

○総務企画部長（横田 茂君）

それでは、まず、総務課長のほうからご説明申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○総務課長（谷中博文君）

それでは、議案第26号の令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、総務課所管分についてご説明いたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

予算書は17ページをお願いいたします。

14款1項1目1節121万円のうち、当課の所管分につきましては110万1000円でございます。主な内訳といたしましては、庁舎及び庁舎敷地への自動販売機やATM等の設置に伴う使用料でございます。

続きまして、予算書は22ページをお願いいたします。

15款3項1目1節の自衛官募集事務委託金3万5000円につきましては、自衛官募集事務に係る国からの委託金となっております。

続きまして、予算書25ページをお願いいたします。

16款3項1目2節2706万1000円のうち、茨城県議会議員一般選挙委託金につきましては、任期満了に伴う選挙執行に係る県からの委託金でございます。また、在外選挙人名簿登録事務委託費につきまして

は、在外選挙人名簿登録事務に係る県からの委託金となっております。

続きまして、3節の238万1000円のうち、当課分につきましては234万2000円でございます。内訳としましては、茨城県常住人口調査委託金、学校基本調査委託金、統計調査員確保対策事業交付金、経済センサス活動調査委託金に係る県からの委託金でございます。

続きまして、予算書の26ページをお願いいたします。

17款1項1目1節1269万円のうち、当課分につきましては71万5000円でございます。内訳といたしましては、公有財産のうち、第2種普通財産の貸付けに係る収入でございまして、具体的な貸付け地につきましては、議案第26号に係る補足説明資料の令和8年度普通財産貸付収入見込一覧表の1番から4番の廃校活用分を除きます17件分が総務課所管分となっております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

予算書は38ページをお願いいたします。

2款1項1目05一般諸事業、0501総務諸事務に要する経費7万9000円でございます。令和7年度に比べまして1,000円の増となっております。主な内訳といたしましては、茨城県防衛協会負担金、北方領土の返還を求める県民協議会会費、自衛隊家族会補助金等、各種負担金となっております。増額の主な理由といたしましては、消耗品の増でございます。

続きまして、0502一般庁舎管理に要する経費375万9000円でございます。令和7年度に比べまして52万3000円の増となっております。主な内訳としましては、庁内の共通事務用品、窓口設置の新聞代、郵便料金の計器借上料、有料道路通行料等の費用となっております。増額の主な理由といたしましては、使用料及び賃借料の増でございます。中央庁舎の輪転機をインクジェット印刷機への更新にする必要がございまして、そちらの増額となっております。

続きまして、2款1項2目01一般文書費事業、0101文書法制に要する経費2694万5000円でございます。

事業概要説明書は1ページとなって、お願いいたします。

令和7年度に比べまして76万7000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、消耗品の増によるものでございます。物価高騰の影響によりまして、文書のファイリング用の消耗品、コピー用紙の購入経費の上昇によるものでございます。

続きまして、予算書は39ページをお願いいたします。

2款1項5目01公有財産調整事業の0101公有財産調整に要する経費で217万4000円でございます。

事業概要説明書2ページでございます。

令和7年度に比べまして315万2000円の減となっております。減額の主な理由としましては、需用費の減でございます。令和7年度につきましては修繕に要する経費を計上しておりましたが、事業が完了したことによるもので減額としております。

続きまして、2款1項5目でございます。02庁舎等財産管理事業、0201千代田庁舎管理に要する経費5529万1000円でございます。令和7年度に比べまして378万5000円の増となっております。主な内訳といたしましては、千代田庁舎の施設全体及び公用車等の管理を行っている事業となっております。

増額の主な理由としましては、需用費及び委託金の委託料の増額によるものでございます。光熱費につきまして、令和7年度の当初想定した削減幅に届かない状況となっております。令和7年の第4回定例会で補正予算を計上させていただいたところでございますが、こちらの増額の経過を踏まえて、新年度予算は増額を計上させていただいたものとなっております。また、施設の警備委託につきましては、人件費等の高騰により、委託費用の増によるものとなっております。

続きまして、予算書の40ページをお願いいたします。

2款1項5目でございます。02庁舎等財産管理事業の0202霞ヶ浦庁舎管理に要する経費で2981万1000円でございます。主な内訳としましては、霞ヶ浦庁舎の施設全体、公用車、福祉バス等の管理を行っている事業でございます。令和7年度に比べまして483万1000円の増となっております。

増額の主な理由といたしましては、需用費、使用料及び賃借料の増によるものでございます。光熱費とバスの借上料につきましては、これまでの実績を踏まえての増額の計上となっております。

続きまして、予算書の41ページをお願いいたします。

2款1項5目でございます。02庁舎等財産管理事業、0204中央庁舎管理に要する経費3280万1000円でございます。主な内訳といたしましては、中央庁舎の施設全体及び公用車の管理を行っている事業でございます。令和7年度に比べまして321万1000円の減となっております。

減額の主な理由といたしましては、需用費と役務費の減によるものでございます。光熱費につきましては、霞ヶ浦庁舎と同程度を想定しておりましたが、今年度の実績を踏まえて減額計上とさせていただいたものでございます。また、電話料につきましても、千代田庁舎と同程度を想定しておりましたが、今年度の実績を踏まえての減額の計上となっております。

続きまして、予算書の54ページをお願いいたします。

2款4項1目で、54ページでございます。2款4項1目でございます。01選挙管理委員会事業の0102選挙管理委員会に要する経費で41万4000円でございます。令和7年度に比べまして1万2000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、負担金の増によるものでございます。全国市区選挙管理委員会連合会関東支部の定期総会が茨城県内で行われますことから、その負担金を計上するものとなっております。

2款4項4目でございます。01県議会議員選挙事業、0102県議会議員選挙に要する経費で1737万4000円でございます。令和9年1月7日に任期満了を迎えますことから、計上するものでございます。

続きまして、予算書の55ページをお願いいたします。

2款4項5目でございます。01市長選挙事業で、0102市長選挙に要する経費2187万9000円でございます。令和8年7月22日に任期満了を迎えますことから、計上するものでございます。

続きまして予算書の56ページをお願いいたします。

2款4項6目でございます。01市議会議員選挙事業、0102市議会議員選挙に要する経費で3906万7000円でございます。令和9年1月27日に任期満了を迎えますことから、計上するものでございます。

続きまして、2款5項1目でございます。01統計調査総務事業、0101統計調査の総務事務に要する経費の17万8000円でございます。令和7年度に比べまして8,000円の増となっております。主な増額の理由としましては、役務費の増でございまして、郵送料の増額を見込んでおります。

続きまして、予算書の57ページをお願いいたします。

2款5項2目でございます。01基幹統計調査事業の0101基幹統計調査に要する経費で235万2000円でございます。令和7年度に比べまして1906万円の減となっております。減額の主な理由としましては、今年度実施されました国勢調査の終了によるものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

これ続いて、鈴木企画監からも補足ありますか。

○総務企画部企画監（鈴木 薫君）

ないです。

○櫻井繁行委員長

ないですか。よろしいですか。

それでは、以上で説明が終わったということで、課長、よろしいですね。

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

何点かあります。

まず1点目、予算書の38ページ、2目の説明の12番ですね、0101の12弁護士委託とありますけれども、89万1000円。38ページです。弁護士費89万1000円、これどのような弁護士をお願いしているんですか。やはり行政にたけている弁護士かと思うんですけれども、お答え願います。

○櫻井繁行委員長

答弁どちらですか。

○総務課長（谷中博文君）

こちらにつきましては、市の顧問弁護士とあと内部通報の受付をしていただいている2人の方の弁護士費用の内訳になってございまして、市の顧問弁護士につきましては、長く行政経験をお持ちで本市にずっと関わりをお持ちの方に長年お願いしている方を想定しております。また、内部通報の受付につきましては、令和6年の7月から配置をさせていただいております、そちらの方に引き続き来年度もお願いをすることを想定した予算でございます。

○小座野定信委員

どちらのお住まいの市町村はどこですか。

○総務課長（谷中博文君）

事務所のほうは土浦市にございます。

○小座野定信委員

続けて伺います。

先ほど来、公用車という言葉が出てきましたけれども、今現在、公用車は何台あって、管理の方法はどのようにしているのか、また、買取りなのか、それともリースなのかというご質問です。

○総務課長（谷中博文君）

台数のほうにつきましては今ちょっと手元に資料がございませんが、庁舎の管理につきましては、買取りのほうをさせていただいているというところでございます。

○小座野定信委員

買取り、昔からの慣例で買取りが主流かなと思いますけれども、やはり公用車の場合、管理者という車1台1台について管理者という方は設定していないですね、市の公用車の場合、いかがですか。

○総務課長（谷中博文君）

管理者といいますと安全運転管理者という形で、公用車の管理と運用といいますか、そういったところを管理する方というのは各庁舎に任命しているような状況でございます。

○小座野定信委員

以前にありましたけれども、公用車の車検切れの車を乗ったことがありました。やはりそういったことがないように、やはり公用車の場合リースが一番かなというふうに思います。確かに高いようなんですけれども、やはりブレーキや車の管理、安全性、それと故障面、そういったことを考えると、まず固定資産税が、そのリース代に入っていますよね。あと、もちろんオイル交換、法定点検、そういったことも事前にメーカーのほうから連絡くれるんですよね。そういうことを考えると、やはり公用車というのは

買取りよりもリースのほうがはるかに市の職員の業務の安全面を考えた上で一番メリットがあるかなというふうに思いますけれども、総務企画部長、どうですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

移行に際しましても、ただいま委員ご指摘のとおり、もろもろの経費がかかります。新しい考え方、確かに人材も確保できなくなってくる世の中ですので、新しい方法を検討するということは十分考えていきたいと思います。ただ、一定の時間が移行には必要だということもご理解いただきたいというふうに思います。

○小座野定信委員

予算とかこういう質問があるとそういう一定の時間が必要だということで、前回の無車検の車に乗ったときも同じようなご答弁をいただいています。やはり思い立ったが吉日じゃないですけども、どこかのタイミングでやはり思い切ってやらないと。でないと、やはり公用車の場合、5年乗った、10年乗った、15年乗ったと、古い車も随分見受けられます。まして、今、ゼロカーボンシティを市のほうでは訴えているわけですから、当然EVの車、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかなと。口だけ番長になってしまいますよね。ゼロカーボンシティなんてカッコいいせりふを並べましたけれども、全然カーボンゼロになっていない。オイル交換でさえ3,000キロメートル、5,000キロメートルでやるしかないやつを1万キロメートル近くも乗ってしまうということも多々あるんじゃないかなというふうに想像します。やはりそういう面を考えると、本当に安心安全に職員の方々が市内をまして出張や水戸市や土浦市につくば市に行く場合も安心して乗れる車を提供するのが一番ではないかなというふうに思います。どうですか、総務企画部長。

○総務企画部長（横田 茂君）

ご指摘を踏まえまして、できるところからやっていきたいというふうに思います。

○小座野定信委員

終わります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

総務というとこれは全てのほうにこれ関係するのかなと思うんですが、これ地方交付税とか特例交付税とかそういうことについては次の経営企画課のところで聞けばよろしいんですか。

それと、款別の歳出の内訳なんかを出してもらっているんですが、これを款別を出していると、総務課全部で出ているわけですね。それを見ると、前年度と比べると普通建設事業費が多かったり、それから積立金が多かったり、それから逆に物件費がマイナスになっているとか、こういう数字が出てくるんですが、これその細かいところでチェックをするという方法しかないわけですね、そうすると。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁はどちらですか。

○総務企画部長（横田 茂君）

経営企画課のほうでは大枠ではご説明できると思いますが、本当に細かいところになりますとやはり担当課ということになろうかと思います。

○佐藤文雄委員

じゃ、経営企画課のときにこの大枠のことを聞けばよろしいということですね。

○総務企画部長（横田 茂君）

はい、そのようにお願いいたします。

○佐藤文雄委員

それは個別のほうでかすみがうら庁舎管理に要する経費が率にして19.3%になります、アップですね。これ説明したかと思うんですが、もう一度説明していただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○総務課長（谷中博文君）

霞ヶ浦庁舎につきましては、昨年度より増額となっております、増額の理由としましては、需用費、使用料及び賃借料の増によるものでございまして、内訳としましては、光熱費とバスの借上料ということになっております。こちらにつきましては、これまでの実績を踏まえての増額の計上となっております。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

あんまり変わらない項目けれども、アップしたということになるんですか。これ特別前年度と比べて大幅にアップしているのはどれを言うんでしょうかね。

いいんですか。

○櫻井繁行委員長

続けてください。

○佐藤文雄委員

決定額が霞ヶ浦庁舎に関する経費が2981万1000円で、前年度が2498万円、差額として483万1000円になっていますよね。今、光熱費とバスの借上料だけでその分増えているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○総務課長（谷中博文君）

そうですね、先ほどご説明させていただきましたとおり、光熱費とバスの借上料の増額によるものでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

だから、比較してくださいよ。光熱費が840万2000円でしょう、光熱費。バスの借上料が867万7000円でしょう。そうすると、前年度が幾らでこれぐらいの差がありますよと言えば分かるんじゃないでしょうか。説明できますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして答弁を求めます。

○総務課長（谷中博文君）

光熱費につきましては、今年度840万2000円でございます、昨年度は7083万円となっております。また、バスの借上料につきましては、昨年度は600万円であったものが今年度につきましては867万7000円の計上をさせていただいているところでございます。

○櫻井繁行委員長

令和8年度ということですね。

○総務課長（谷中博文君）

そうですね、令和8年度が867万7000円の計上をさせていただいております。

○櫻井繁行委員長

はい、分かりました。

○佐藤文雄委員

だから、光熱費ですよね。今、物価高騰対策なんかで光熱費は下がる傾向にあるんじゃないか、電気料なんかは。何かそういうところから見ると、何か上がる要素は逆にはないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○総務課長（谷中博文君）

こちらの光熱費につきましては、昨年度、計上する際にやはりちょっと低く見積もった経過がございまして、その分やはりちょっと増額分というのは多く計上のほうをさせていただいているところでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○櫻井繁行委員長

昨年度というか令和7年度ということですね。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○情報広報課長（田中英昭君）

それでは、情報広報課所管に係る令和8年度当初予算について説明いたします。

歳入について、予算書20ページをお願いいたします。

説明欄の一番上です。デジタル基盤改革支援補助金726万円。こちらは国が進めるシステム標準化・共通化の構築に係る費用に対する補助でして、今回は市民課所管の戸籍事務に要する経費が対象です。補助率は10分の10です。

予算書30ページをお願いいたします。

雑入でございます。デジタルサイネージ広告掲載料126万円、広報かすみがうら広告掲載料96万円、ホームページバナー広告掲載料28万8000円。

主な歳入は以上です。

続きまして、歳出における主な項目について説明いたします。

予算書は36ページ、事業概要説明書は5ページをお願いいたします。

広報に要する経費です。令和7年度当初と比較しまして100万円ほど増加しております。この理由としましては、広報紙の印刷製本費において単価が10%上昇したためでございます。

予算書44ページ、事業概要説明書は6ページをお願いいたします。

イントラネット整備に要する経費につきまして、令和7年度当初と比較して3680万円ほど増加しております。主な理由としましては、仮想化サーバーのうち2台を1台に統合するための委託料1529万円を含みましてサーバー移行業務委託の全体で1956万2000円、そのほか7年度までは電子自治体推進に要する経費にありました茨城県共同システムの整備運営協議会負担金、それをこちらの経費に統合したことによりまして、その増加分が1150万円となっております。この内訳としましては、GISのデジタル地図の航空写真、こちらの撮影料が主な内容となっております。

続きまして、事業概要説明書の電算ネットワークシステム整備に要する経費について3880万円ほど増加しております。事業概要説明書に図示してありますように、これまで県のいばらきブロードバンドネットワークに接続するための拠点が合併以来千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の2拠点で接続しておりました。これを1拠点に統合することによりまして、将来にわたっていばらきブロードバンドネットワークの運営負担金が軽減される見込みとなっております。この拠点統合のためのネットワーク更新業務委託料に2430万6000円、また、負担金につきましては、7年度までは電子自治体推進に要する経費にあったものをこちらの経費に統合したことによりまして613万4000円増加しております。

続きまして、事業概要説明書の基幹系電算システム管理に要する経費については1億489万5000円の減となっております。国が進めるシステム標準化・共通化に係るシステム改修が完了したことによりまして、その分の委託料などが大きく減っております。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

先ほどの補正予算にちょっと関わるところでございますが、減ということでご説明をいただきました、当事予算のほうはですね。

改めて何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑がないようですので、ここで終結をいたします。

続いて説明を求めます。

○秘書人事課長（神野 厚君）

それでは、議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、秘書人事課所管分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

お手元の予算書30ページをお開きいただきたいと思います。

ページ上段に記載の茨城県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金でございます。本負担金につきましては、本市から同団体に引き続き派遣する職員1名分の人件費を派遣先から負担金として受け入れるもので、503万7000円を計上し、前年度比で11万円、2.2%の増でございます。増額の主な理由としましては、令和7年度の人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

予算書の35ページをお開きください。

ページ下段に記載の2款1項1目02秘書業務事業、0201市民表彰に要する経費でございます。この経費につきましては、市の発展に貢献し市民の模範となる方を表彰する経費でございまして、15万2000円

を計上し、前年度比1万3000円、9.4%の増でございます。主な要因としましては、記念品の単価上昇を見込んだことによるものでございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思います。

ページ上段に記載の0202市長・副市長秘書業務に要する経費でございます。この経費につきましては、市長と副市長の公務遂行に必要な経費として606万6000円を計上し、前年度比22万2000円、3.5%の減でございます。主な要因としましては、市長・副市長の交際費について執行実績などを踏まえ所要額を精査したことによるものでございます。

次に、お手元の資料の2の事業概要説明書の4ページをご覧くださいと思います。

人事管理事業でございます。

初めに、人事管理に要する経費でございます。この経費につきましては、職員採用試験をはじめ職員の任用など人事管理全般に係る必要な経費として2294万9000円を計上し、前年度比で793万2000円、25.7%の減でございます。主な要因としましては、職員の産休等に伴う欠員対応として任用します会計年度任用職員の報酬等について、必要人員の見込みを踏まえて、所要額を精査したことによるものでございます。

続きまして、職員給与に要する経費でございます。この経費につきましては、給与事務を適正に処理するための経費としまして295万9000円を計上し、前年度比23万3000円、7.3%の減でございます。これは給与計算システムにつきまして、前年度に比べ事務の効率化に向けた機能追加等の改修に要する経費が減少する見込みであるためでございます。

続きまして、職員研修に要する経費でございます。この経費につきましては、職員研修の実施に要する経費として97万円を計上し、前年度比39万3000円、28.8%の減でございます。主な要因としましては、これまでの執行実績などを踏まえ、所要額を精査したことによるものでございます。

次に、福利厚生に要する経費でございます。この経費につきましては、職員の健康支援等に要する経費として325万9000円を計上し、前年度比53万3000円、14.1%の減でございます。主な要因としましては、健康診断の受診対象者数の見込みを踏まえて、健康診断業務委託料の所要額を精査したことによるものでございます。

最後に、人件費総額についてご説明いたします。

予算書131ページをお開きいただき、給与費明細書の中段の2の一般職、(1)総括をご覧くださいと思います。

人件費につきましては、予算編成時点の現員現給に基づき計上しております。職員数は前年度より1名増の360人、人件費総額は前年度比1億4901万7000円、4.9%増の31億7741万9000円でございます。増額の主な要因につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書人事課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

人事管理に要する経費のうち、会計年度任用職員の報酬1000万円になるんですが、あとはいろいろ手当とか、これは今何か産休を考えているということをおっしゃったと思うんですが、大体どのくらいの方が産休の予定なんですか。

○秘書人事課長（神野 厚君）

お答えいたします。

令和8年度の産休取得を予定している職員につきましては5名分でございます。その5名分に対する会計年度任用職員分のものを計上させていただいております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○櫻井繁行委員長

それでは、そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

それでは、議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、本課所管の部分につきましてご説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、令和8年度かすみがうら一般会計予算書と予算説明資料集の資料ナンバー2の事業概要説明書に基づきましてご説明をさせていただきます。

お手元、予算書の14ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

本課の所管する歳入のうち、14ページ一番下の2款地方譲与税から16ページの中ほどの10款地方特例交付金までにつきましては、国が示す地方財政計画に基づき茨城県の試算見込額などを参考に市の決算状況や経済情勢等を照らし合わせて予算計上を行っておりますので、それ以外の主な収入につきましてご説明をさせていただきます。

11款1項1目の地方交付税につきましては41億5000万円で、前年度と比較しますと1000万円、0.2%の減となっております。これは国が定める地方財政計画等に基づいて見込額を計上したものでございます。

次に、予算書の19ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金のうち、右側説明欄の一番上の再編交付金につきましては1118万3000円で、前年度と比較しますと373万7000円、25.1%の減となっております。この交付金につきましては防衛省から交付されるもので、交付を受けました交付金は、再編関連訓練移転等交付金基金に積み立てます。積み立てた基金につきましては、霞ヶ浦コミュニティセンターの空調設備改修事業に活用する予定でございます。

次に、予算書20ページをお開きください。

右側説明欄の上から2番目の重点支援地方交付金2億1359万円につきましては、令和7年度の国の補正予算により実施する水道料金の5か月無料化や第1子保育料無償化、中学校給食費無償化等の事業に活用する予定でございます。

次に、予算書の23ページをお開きください。

16款2項1目総務費県補助金のうち、右側説明欄の上から2番目、地方創生移住支援等補助金につきましては330万円で、前年度と比較しますと187万5000円、131.6%の増となっております。これは移住対

象者の増、補助対象経費の増によるものでございます。

次に、18款1項1目寄附金のうち、ふるさと応援寄附企業版につきましては2000万円で、前年度と比較しますと1300万円、185.7%の増となっております。これは企業からの寄附額が年々増加傾向にあることを踏まえ見込んだものです。

○櫻井繁行委員長

これ予算書26ページだよね、予算書も言ってください。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

失礼しました。予算書26ページになります。

ふるさと応援寄附企業版が185.7%で、年々増加傾向にあるということで見込んだものでございます。

次に、予算書の27ページをお開きください。

19款1項の基金繰入金につきましては総額10億9729万4000円で、前年度と比較しますと5億8401万7000円、113.8%の増となっております。これは減債基金の繰入金は皆減となっておりますものの、1目の財政調整基金繰入金や4目の地域づくり基金繰入金が大きく増額となっているため、総額で増となるものでございます。

次に、予算書の30ページをお開きください。

22款1項の市債につきましては総額18億4920万円で、前年度と比較しますと9億6720万円、109.7%の増となっております。これは消防庁舎建設により5目消防債、それから下稲吉中学校給食室整備により6目教育債が大きく増額となっていることによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

予算書の42ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、右の説明欄の一番下に記載があります基金運用益等の積立てに要する経費につきましては4億6313万8000円で、前年度と比較しますと9873万2000円、27.1%の増となっております。これはふるさと応援寄附の伸びに伴いまして、歳入と同額の4億円を積み立てることが大きな要因となっております。

議案第26号のうち、本課所管分の説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、経営企画課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いをいたします。

○佐藤文雄委員

地方交付税はいわゆる基準財政需要額に対して収入額、その差額というようなことが言われて、面積や人口で割り振るということになっておりまして、令和8年度は財政課からいうと増額になっているんですが、本市は増額になっていないんですが、これはどういうか分かりますでしょうか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えいたします。

佐藤委員ご指摘のとおり、地方財政計画では地方交付税は前年度比1兆2000億円を超える増額、6.5%の増額となっております。これはあくまで国全体の話でありまして、予算積算に当たって県から提供される算定ツールというもので積算しますと、前年度比微減となる見込みでございます。

要因としては2つ考えられまして、1つ目は、税収の見込みが反映される基準財政収入額が大きく伸びるというような見込みに対して、基準財政需要額の伸びがあまりないということでございます。普通交付税は先ほど委員おっしゃったとおり、基準財政需要額から収入額を差し引いた額が交付されるもの

ですから、基準財政収入額が伸びた場合交付額は減るということがひとつ考えられます。2点目なんですけれども、国の政策によりまして高校の無償化あるいは小学校給食の無償化の影響が考えられるということでございます。これらの政策による都道府県の地方負担分につきましては、普通交付税により措置するという国の方針でございます。交付税総額は大きく伸びていて、その相当額が都道府県に交付されるということが考えられるというものでございます。

説明は以上です。

○佐藤文雄委員

物価高騰対策なんかでも、ごみ収集、学校給食のサービス、それから庁舎や教育施設等の施設管理の委託料なんかについては、普通交付税の単位費用の措置を平均5%程度引き上げるというふうに書いてあるんですが、そういう意味では本市はそれを対象にするものがなかったということも考えられると思うんですが、このいわゆる単位費用の措置の平均5%アップということについてはどうなっているのでしょうか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えをいたします。

単位費用に様々な経費が含まれておりまして、佐藤委員おっしゃるとおり、様々な分野で地方交付税の需要額が算定されると、かすみがうら市だけその算定が漏れているのではないかとすることは全然ございませんで、需要額に関しては全国一律の基準で計算するというところでございます。ですから、基準財政需要額も伸びてはおるんですけれども、先ほど申しましたとおり、収入額の伸びがそれ以上にあるということで交付税の交付額が微減ということになっているわけでございます。

○佐藤文雄委員

ここで議論してもしょうがないので、いわゆる令和7年度の当初の算定台帳と今回の算定台帳のほうを提出していただけますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えをいたします。

令和7年度の交付税の算定台帳と12月に追加交付があつて改めて確定したものがこれから送られてくると思います。例年、7年度で言えば次年度の決算のご説明のときに算定台帳を提出させていただいておりまして、ただ、追加交付がある前の算定台帳なら担当課にございますので、そちらは提出させていただきたいと思います。また、8年度の算定台帳はまだ年度が明けておりませんで、算定が始まっていないのでお出しすることができないということでございます。

○佐藤文雄委員

今、基準財政需要額と収入額一定程度の数字を出して、結果的に地方交付税が幾らって出したわけでしょう。それは令和8年度も7年度も出せるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

大変失礼しました。

算定台帳というのは別に私が先ほど説明した算定ツールというのは、国の地方財政計画を基に茨城県が各種事業収入の大まかな見込みを数値を設定して私どもがはじいているということでございまして、その内訳はお出ししたいと思います。

○櫻井繁行委員長

当初予算ですから数字が確認できればいいと思うので、令和7年度と、暫定的なものかもしれませんがけれども、9月の定例会で決算ですけれども、そういったものをじゃ出せるものをデータとしていただければ、事務局のほうがガルーンでデータとして各委員の皆様には配付をさせていただくというところで各自ご確認をいただきたいと思います。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

基金残高のほうはよろしいですか。基金残高を見ますと、令和7年度末見込みが67億5338万4000円ということになっていまして、補正予算のときに財政調整基金を5億円積み増したんですが、令和7年度にまた繰入れをするわけですね。最終的に積立てが267万4000円積み立てて、令和8年度は9億3721万7000円というふうに、また少なくなっちゃうんですね。これはどういうことなのかなちょっと分かりませんが、いかがですか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えをいたします。

先ほど補正予算の際にご説明させていただきました財政調整基金積立金約5億2000万円を、この表でいいですと令和7年度末見込額14億円を超えておりますけれども、補正予算にて計上した積立金を積み増すと10億円を超えるということでございますが、同時に提案させていただいている令和8年度当初予算で財政調整基金ほぼ同額5億円を繰り入れないと予算編成ができないということでございまして、8年度末には今年度とほぼ同規模9億円台の残高見込みになるということでございます。

○佐藤文雄委員

つまり5億円を繰り入れないとこのかすみぐらの200億円の予算を組むことができないということだと思うんですが、それは何か大きな事業か何かがあるんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

いいですか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えをいたします。

令和8年度予算が過去最大規模になった要因というのは複数ございまして、普通建設事業、資料にもあるとおり、普通建設事業で言えば相当額が増額になっている、11億円ほど増額になっているということがまず挙げられます。それから、扶助費がこれは年々伸びておりまして、扶助費の伸びがあるということがございます。あともう一点、ふるさと納税の寄附額が大きく伸びております。仕組みとしてご説明いたしますと、歳入で4億円のふるさと納税があった場合、同額4億円を歳出で基金に積み立てまして、次年度の事業の財源として繰り入れるということになりますから、ふるさと納税が伸びますと同額歳出が増えますので、予算規模が大きくなるというような仕組みになっております。

○佐藤文雄委員

何かふるさと納税の4億円が大きく予算に反映しているということですか。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

予算総額におけるふるさと納税の伸びというのは無視できないレベルまで今ふるさと納税伸びていまして、4億円歳入歳出増えますと当然予算規模も増えるということでございます。それから、歳出で言えば、ふるさと納税に関しては返礼品あるいは事業者への委託料、これが50%まで認められているということで、4億円のふるさと納税があった場合、積立て以外にも2億円の執行経費が歳出に計上されるということになります。ですから、ふるさと納税が今後伸びていくとすれば、予算総額は扶助費の伸び

と併せて今後は恐らく伸びていくであろうというふうに担当としては考えております。

○佐藤文雄委員

扶助費がかなり伸びているということで見ましたら、款別歳出の内訳で令和7年度と令和8年度を比べますと3億9381万6000円、これエクセルで計算したので正確かどうか分かりませんが、このぐらい増えているようです。普通建設事業債ですか、これも11億5512万7000円という数字が出ておりますね。やはりこの扶助費の中でも民生費の扶助費が令和7年度と比べて約4億円ぐらい増えていますが、これは民生費の話の中でお答えできるのかなと思うんですが、今分かっている企画のほうでは答えができますか、お答えできればお願いします。

○総務企画部企画監（木村勇介君）

お答えをいたします。

民生費大枠でという話でありましたら、私のほうで大枠の話をさせていただきますと、やはり少子高齢化が進んでおりまして、障害福祉サービスの受給者当が増えている状況です。様々な分野でサービス利用が増えているというのが現状でございます。何も今年だけ前年度比増となったわけではありせんので、ずっと上がってきております。ただ、障害とかあとは生活保護とかいろいろありますけれども、詳細の分析については各所管においてお尋ねいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。〔午後 3時35分〕

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。〔午後 3時45分〕

次に、議案第32号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

総務企画部から特に補足説明等ございませんか。

○総務企画部長（横田 茂君）

本議案につきましては、計画期間の変更が必要となっております。過疎対策事業債を発行する際必要なものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、経営企画課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新旧対照表25ページのところで、変更前は行政施設及び旧学校施設でいろいろ書いてあるんですが、新しい変更後は全く学校施設の問題は抜いていて全く空白になっているんですが、この理由を教えてくださいませんか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

学校の改修の計画が出た時点、当初予算が通った時点で計画を変更していこうということで、今のところ抜かれています。

○佐藤文雄委員

ということは、後で追加になるということですね。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

全ての事業におきまして、予算が通った時点で追加になりますので、毎年追加していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

○設楽健夫委員

1つは、23ページの（3）の計画の上の水郷園を開設というふうにありますよね。で、ここに改善センターのホステルインが取り組んでいく事業とかそういうことについて書かれてはいませんが、本体のほうにはちょっと書いているようなことは見ていたんですけれども、ちょっと説明していただけますか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

改善センターの跡地については、民間で進めておりますので、計画には記載がない形になります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

あともう一つ、これは24ページかな、歴史博物館等の施設の整備ということで、かすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、博物館の具体策としては、老朽化しているため長寿命化に向けた改修継続か施設移転の後廃館にするか、その方向性を検討し決定しますというふうに書かれていますが、この施設移転の後廃館にするかということが一つと、このことの説明と、あともう一つは、今現在、博物館の廃館という案件がテーブルにのっているのか、この2つよろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

ちょっと対象表のページ数読み上げてからご説明いただいてもいいですか。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

新旧対照表の24ページ下段になります。

○櫻井繁行委員長

議案集のほうに対照表ついているので、こっちは100何ページというふうになっているけれども、ちょっと見切れていないんですよ。答弁する前にページ数をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 3時50分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時52分]

答弁を求めます。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

議案集158ページになります。

こちらの文面ですが、昨年改定になりましたマネジメント計画の内容について書いております。こちらについては、方針が決定次第文面は変えて、もし修繕になれば活用していく流れになると思います。

○櫻井繁行委員長

それではもう一度質問を、設楽委員、お願いします。

○設楽健夫委員

私が、もう一度質問しますね。施設の移転の後廃館にするかって、この施設の移転ということの説明と、あともう一つは、廃館ということが今テーブルにのっているのかどうか、その2つです。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

廃館、改修、移転、全てで事業費を精査しまして検討しているところになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

設楽委員、質問ありますか。

○設楽健夫委員

分かりました。2つ目の質問は分かりました。

移転ということの内容の説明を求めているんです。

○総務企画部企画監（樽見大輔君）

移転についても、必要があれば検討しまして、移転ということになると思います。それらも含めて事業費を見まして検討に入るといことになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

討論ですよね、佐藤委員。

○佐藤文雄委員

討論になっちゃうんだよ。反対。

○櫻井繁行委員長

討論をお願いします。

○佐藤文雄委員

今、設楽委員が質問したのも加わるかなと思うんですが、水道のやっぱ問題で私は一貫して広域化には反対の立場でございます。そういう意味でこの反対だということです。逆に過疎化を促進させる要因になるということになるかと思えます。

それと、今、設楽委員が話しました博物館の件ですが、老朽化して今改修等々やっておるようでございますが、これ移転をすとか廃館にするという、これでは、これをこの過疎化地域の持続的な発展の計画に入れるというのは問題だなと思えます。

以上です。反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。討論です。

○設楽健夫委員

この博物館の件について、築35年ですか、耐用年数50年というふうに聞いていますけれども、あと15年どういうふうにしていくのかということ、むしろやはりきちっと議論していくべきであって、それで、ましてやあの博物館を移転する、あるいは廃館ということを前提にした議論については、これはちょっと早まっているのではないかという意味で反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほかよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、本案につきましては異議がございますので、起立によって採決をしたいと思います。
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
次に、議案第7号 かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。
市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

環境防災課の服部課長から補足説明を申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

環境防災課の服部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明させていただきます。

議案集は20ページから23ページ、議案概要書は5ページとなります。

まず初めに、議案集20ページをお開きください。

第1条、本条例につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的として制定するものでございます。

続きまして、議案集21ページをお開き願います。

本条例の主な内容といたしまして、まず、第3条、基本理念として、1つ目が、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重すること、2つ目が、被害の状況や原因、被害者の置かれている状況に応じ、再び平穏な生活を営むことができるまで継続的かつ適切に支援が行われること、3つ目が、2次的被害の防止に十分に配慮することと定めております。

次に、第4条、市の責務として、関係機関と適切に役割分担をし連携を図るとともに、支援が円滑に行われる体制の整備に努める旨を定めております。

次に、議案集22ページをお開きください。

第7条になります。日常生活の支援について規定しており、経済的支援や心理的ケアなど被害者の状況に応じた必要な支援を行うこととしております。この経済的支援の一環として、かすみがうら市犯罪被害者等見舞金支給規則を本条例と併せて創設し、被害者及びその遺族への見舞金を支給いたします。

なお、本条例につきましては、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

定義の第2条で1から3、4、5あります。これ4の民間支援団体というのをちょっと説明していた

だけですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

民間支援団体につきましては、水戸市に県が関与しております民間団体被害者支援センターというのがございます。こちらのほうに専門的な分野を持たれている方がいらっしゃいますので、環境防災課のほうで窓口になりまして、相談等があった場合にこちらのほうに紹介するような形となります。

○佐藤文雄委員

環境防災課のほうで窓口になって支援団体にアクセスをすると、その場所は水戸市の支援センターだということですね。

○環境防災課長（服部光浩君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

これより、それでは採決をさせていただきます。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号のうち、市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から補足説明等ございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

まず、環境防災課分から説明をさせていただきます。服部課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

環境防災課の服部です。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、環境防災課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

まず初めに、議案集の86ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正をご覧ください。上から3番目になります。

4款1項一般廃棄物処理に要する経費の1135万4000円につきましては、霞台クリーンセンターストッ

クヤード外構工事が工期内での完成が見込めないことから、繰越明許費の設定をするものでございます。

次に、同じく86ページ、下から2番目になります。

8款1項災害対策に要する経費の2760万円につきましては、県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金に関するもので、県の現地調査結果に基づく契約額の確定後4月以降に市町村負担金が通知されるため、こちらも繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案集の96ページをお開きください。議案概要書は29ページとなります。

2款1項8目生活安全対策費、0101交通安全対策に要する経費の190万円につきましては、防犯灯の電気料金が当初見込みより少額となったため減額するものでございます。

続きまして、議案集97ページをお開きください。議案概要書は同じく29ページになります。

0102地域安全対策に要する経費49万5000円につきましては、防犯カメラ等機器保守点検委託の契約差金を減額するものでございます。

続きまして、議案集101ページをご覧くださいと思います。議案概要書は33ページになります。

4款1項6目保健衛生対策費、0201火葬場運営に要する経費の711万9000円につきましては、石岡地方斎場組合の令和7年度繰越金が予算現額に対し増額となったことから、構成市負担金第4四半期分を全額減額するものでございます。

次に、その下になります。

0202湖北環境衛生組合運営に要する経費の1336万7000円につきましては、湖北環境衛生組合におきまして、令和7年度執行の汚泥焼却処理施設解体工事契約に不用額が生じたため、構成市負担金第4四半期の一部を減額するものでございます。

次に、議案集同じく101ページ、議案概要書も同じく33ページになります。

4款1項7目環境保全対策費、0301不法投棄対策に要する経費の196万3000円につきましては、会計年度任用職員の報酬、手当等の不用額を減額するものでございます。

次に、その下になります。

0302一般廃棄物処理に要する経費の6218万2000円につきましては、家庭系一般廃棄物収集業務委託の契約差金、プラスチック製容器包装処理業務委託及び霞台みらい交流館利用助成金については当初見込みより少額となったため、また、霞台厚生施設組合負担金につきましては霞台の旧焼却施設の解体工事が完了したことに伴い、減額するものでございます。

次に、議案集の104ページをご覧くださいと思います。議案概要書は35ページになります。

8款1項3目災害対策費、0201災害対策に要する経費の451万6000円につきましては、防災無線及び防災井戸の電気料金が当初見込みより少額となったため、また、戸別受信機移設業務委託及びWeb版ハザードマップ構築業務委託の契約差金、さらには茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金を減額するものでございます。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一般廃棄物処理に要する経費で霞台みらい交流館利用助成金マイナス1268万7000円、説明していただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

こちらの根拠となる数字としましては、令和7年度65歳以上の方で実数としまして1万3012人いらっしゃいました。その方々に対して助成を見込んでおりました。実数が9月に36人、10月55人、11月35人、12月100人、1月88人、5か月で314人の方が利用をされたということで、その残金を今回減額させていただいたということになります。

○佐藤文雄委員

予定した人数よりも大幅に減ったと、それで減らしたと。来年度もどうなのかなということですね。

○櫻井繁行委員長

じゃ、答弁はよろしいですか。

○佐藤文雄委員

まあいいや、答えね、答える。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

実際に使われた方は少ないんですけども、令和8年度につきましても実数分を当初予算として見込ませていただいています。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらは議案第26号のほうでしっかり審議していきたいと思いますので、お願いいたします。

そのほか何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、地域コミュニティ課所管の分についてご説明をさせていただきます。

議案集は97ページ、議案概要書につきましては29ページをお開きください。

2款1項9目04コミュニティ施設管理事業、0401霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費についてでございますが、1253万円を減額いたします。霞ヶ浦コミュニティセンターの空調設備等更新工事により休館となったことでの光熱水費の減及び同センターの長寿命化計画の策定業務のほうの契約差金によるものでございます。

次に、0402千代田コミュニティセンター管理に要する経費は190万円の減額です。電気料金の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちなみに、霞ヶ浦コミュニティセンターの長寿命化計画策定業務委託は、当初は幾らで結果的にこれ差金だと思いますが中身の数値を教えてください。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お答えいたします。

当初予算ベースで1661万1000円でございます。この当初予算に対しまして仕様書のほうで、当初の予算では外壁の耐力度調査ですとかアスベストの調査も含めて当初予算では見込んでおりましたけれども、マネジメント計画のほうでこちらのほう実施したというところもございまして、内容を精査し仕様書を見直しましたことによりまして、税込みで957万円が発注時の予定価格でございます。これに対しまして落札が751万7400円、税込みでございます。落札率が78.55%ということになります。

○佐藤文雄委員

仕様書を見直して予定価格を9570万円にしたということですか。9千、あれ……

〔「900何万」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁をいただきたいと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

当初予算1661万1000円に対して、仕様書を見直して957万円が予定価格ということでございます。税込み957万円が予定価格ということでございます。

○櫻井繁行委員長

それで、落札率が78.55%ということですよ。その差金が出ているということで、ご理解をいただきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、歳入です。

議案集91ページをお願いいたします。議案概要書は30ページになります。

15款2項1目1節総務費補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金19万8000円です。こちらはマイナンバーカード交付事務に要する事務費に対して国から交付される補助金で、マイナンバーカード事務費の増額補正に伴いまして、歳入も増額補正するものです。補助率は国10分の10です。

次に、92ページ、一番上の社会保障税番号制度システム整備費補助金（旧氏）184万8000円です。こちらは戸籍附票システム改修委託の増額補正に伴いまして、歳入も増額補正するものです。補助率は国10

分の10です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案集98ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、0201戸籍事務に要する経費、12節戸籍情報システム改修委託184万8000円は、住民基本台帳法等の一部改正に伴いまして、戸籍の附票の記載事項に旧氏と旧氏の振り仮名を追加するために必要とされるシステム改修経費となります。先ほど歳入でご説明しました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象経費で、補助率は国10分の10です。

次に、12節標準化・共通化に係る事業委託マイナス726万円は、令和7年度予定していました委託経費のうち、戸籍の附票について機能移行の経過措置が認められたことに伴いまして、令和8年度に実施となったため、減額補正するものです。

次に、0202住民基本台帳事務に要する経費、1節会計年度任用職員報酬マイナス7万2000円は、不用額分を減額補正するものです。

次に、通信運搬費19万8000円につきましては、マイナンバーカード受取案内通知の郵送料が不足となったため、増額補正するものです。先ほど歳入でご説明しましたマイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費で、補助率は国10分の10です。

次に、12節公的個人認証機器保守委託38万2000円は、千代田出張所で使用しております統合端末を市民窓口センターへ移設するための経費です。

次に、13節発券機器賃借料マイナス10万5000円は、市民窓口センターに新たに発券機を購入したことで旧発券機の賃借料が不要となったため、減額補正するものです。

次に、0203旅券事務に要する経費、13節I C旅券用交付窓口端末機賃借料マイナス2万2000円です。こちらは旅券用窓口端末の単価改定に伴いまして、不用額を減額補正するものです。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

戸籍情報システム改修委託184万8000円、これマイナンバーカードの中で読み取れないという氏、これがトラブルのもとになったということがありますが、そういうことでの改修でしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

こちらは住民基本台帳法等の一部改正に基づきまして、戸籍と戸籍の附票につきまして、振り仮名を追加するということになっております。今回につきましては戸籍のほうは令和7年度に実施されましたが、戸籍の附票についてのみ令和8年度に対応するような形になります。

〔「令和8年」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（小池陽子君）

そうですね、令和7年……

○櫻井繁行委員長

続けてください。

○市民課長（小池陽子君）

すみません。令和7年度に交付決定を受けまして、実施が令和8年度になる予定になっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、税務課所管分について説明させていただきます。

議案集91ページをお開きください。

一番上のほうになりますが、歳入になりますが、1款1項1目1節個人住民税の現年度課税分7000万円ですが、均等割で100万円、所得割で6900万円を予算調定状況収納率を鑑み、増額補正するものです。

歳入は以上です。

続いて、議案集97ページをお開きください。

歳出になりますが、中段の2款2項1目税務総務費、説明欄の0202定額減税・調整給付に要する経費としてマイナス3001万6000円ですが、定額減税・補足調整給付金の精算による手数料や関係通知代、未支給の不足額調整給付金を減額補正するものです。

次に、2目賦課費、説明欄の01市税賦課事務事業でマイナス590万9000円ですが、0101市税賦課事務に要する経費としてマイナス162万4000円、0102固定資産適正評価に要する経費としてマイナス428万5000円、いずれも委託費などの精査による差金で減額補正するものです。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

定額減税の18ですか、0202の18のところで定額減税・補足調整給付金、不足額給付金、これはどういうことを意味しているのでしょうか、教えてください。

○税務課長（元木義和君）

こちらは昨年度の定額減税の中の一部で令和6年度に引き切れなかった方に対して令和7年度定額減税の不足額給付をやりなさいということで国のほうの指示によって行ったものです。当初予算のときには、人口に対して国のほうから示された算定基準で予算を要求したわけですが、実際不足額給付を払った方の精算ができて2945万円ほど多く予算を取っていたということになりますので、今回減額補正させていただくようになります。

○佐藤文雄委員

これは2万円だっけ。それ逆算すると人数が出るということですか。

○税務課長（元木義和君）

住民税1万円の所得税3万円という形だったんですが、それぞれ人によって所得額が違いますので、例えば所得税が1万円かかっていた場合には、その分だけ3万円のうちの1万円を、3万円を合計で返すような形なので、4万円返すようになるということで、人それぞれによって金額がちょっとその人に

課税された所得税によって返る金額が違ったり、返らない方もいたりということなのでちょっとこの場で、定額的には1人住民税1万円と所得税3万円ですが、最終的には1人当たりそれだけを返すような金額で事業のほうを行ったようになります。

○佐藤文雄委員

だから、簡単に言うと何人ぐらいなのか。

○税務課長（元木義和君）

令和7年度の支給人数は4,521名でした。令和6年度に既にもう減額されている方もいますので、ちょっとそちらの数字は持ってきていないんですが、一応そのようになります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、また市民部のほうの議案第26号 一般会計へ入りますけれども、時間を見ながら少し、部長、進めさせていただければと思いますので、休憩なしでこのまま5時ぐらいまでいかせていただきたいと思います。

改めまして、議案第26号のうち、市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

補足説明につきまして、税務課元木課長からまずは説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○税務課長（元木義和君）

それでは、税務課所管分について説明させていただきます。

予算書のほうは14ページをお開き願います。

一番上の段からですね。

最初に、1款1項1目1節個人市民税の現年度課税分22億4600万円ですが、納税者数の増加が見込まれるため、前年度対比1億3100万円の増額、率にして6.19%の増としております。滞納繰越分3220万9000円については、令和6年度の決算のほか、滞納繰越分の調定額の推移、令和7年度の納付状況を踏まえて積算しており、前年度対比30万9000円の増額、率にして0.96%の増としております。

次に、2目1節法人市民税の現年度課税分4億4000万円ですが、令和7年度の実績見込みにより、前年度対比4000万円の増額、率にして10%の増としております。滞納繰越分139万5000円ですが、滞納繰越分の調定額の推移等を踏まえて積算しており、前年度対比49万5000円の増額、率にして55%の増としております。

次に、2項1目固定資産税です。1節現年度課税分27億8230万円ですが、前年度対比4630万円の増額、率にして1.69%の増としております。滞納繰越分2948万1000円ですが、前年度対比11万9000円の減額、率にして0.40%の減としております。

2目国有資産等所在市町村交付金425万円ですが、前年度対比4万1000円の減額、率にして0.96%の減としております。

次に、3項軽自動車税です。1目1節環境性能割150万円ですが、令和8年度より環境性能割が廃止されるため、2月、3月分が遅れて納入されることを想定して金額を計上しております。なお、今年度減収分については国の責任で手当するという事になっております。

続いて、2目種別割、1節現年度課税分1億5000万円ですが、課税重課台数増加が見込まれるため、前年度対比で300万円の増額、率にして2.04%の増で予算を計上しております。2節滞納繰越分309万円ですが、前年度対比1万円の減額としております。

次に、4項1目市たばこ税です。1節現年度課税分3億円ですが、近年の電子たばこ利用者増を勘案し、前年度対比1700万円増額、率にして6%の増で予算計上しております。その他自動車臨時運行許可交付手数料、税務証明書交付手数料、町税費委託金を計上しておりますが、いずれも例年どおりの計上としております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出になります。

予算書は50ページで、事業概要説明書は18ページとなります。

2款2項1目税務総務費です。説明欄の0201税務事務総合調整に要する経費として48万9000円ですが、前年度対比で8万8000円の減額、率にして15.25%の減であります。前年度同様の予算を計上しております。なお、減額の要因としては、消耗品が下の市税賦課事務に要する経費としてそちらのほうに含まれたので、消耗品のほうがこちらで減額となっております。

次に、2目賦課費です。説明欄の0101市税賦課事務に要する経費として5080万2000円ですが、前年度対比で122万9000円の減額、率にして2.36%の減で、委託料は増額となっております。会計年度任用職員を1名削減したことにより、減額での計上をしております。

次に、51ページ、説明欄の0102固定資産適正評価に要する経費として1427万6000円ですが、前年度対比で1416万1000円の減額、率にして49.80%の減となっております。これは令和9年度評価替え業務に向けた不動産鑑定評価委託が終了したことと土地評価資料整備業務委託などが減額となったことによるものです。

次に、3目徴収費です。0101収入未済額縮減対策に要する経費として3006万1000円ですが、前年度対比で331万4000円の増額、率にして12.39%の増となっております。システム改修委託としまして、全国的に導入される税以外の公金収納のデジタル化に対応するため、費用を計上したことによるものです。

税務課からの説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

個人市民税のほうでかなり所得割のほうが伸びておりますね、6.3%。これは給料が増えたということなんでしょうか。

○税務課長（元木義和君）

先ほど補正予算の中でも均等割も若干増やしておりますので、納税者数が増えたことと、それから所得割の部分として給与が上がっているのかなというふうな理解をしております。

○佐藤文雄委員

納税者が増えた。人口が増えた、納税者が増えたんですか。これは前年度と令和7年度と比べるとどのぐらいの見込みだったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○税務課長（元木義和君）

均等割が6600万円が6500万円100万円ほど均等割分を増額しているんですが、全体的な納税者数が増えているので均等割の納入者数が増えているという理解をしておりますので、今65歳定年なども進んでおりますので、そういったことで人口は減っているのかもしれないですけども、納税者数は増えているというようなことが言えるのかなと思います。

○佐藤文雄委員

納税者が増えただけで人口が増えたということではないということですね。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○税務課長（元木義和君）

はい、そのような理解になると思います。

○佐藤文雄委員

固定資産税も若干伸びているんですが、その中で家屋が若干ですけども、これは家屋が増えるということは新築なんかも考えているのかなと思うんですが、これは何か根拠がありますか。

○税務課長（元木義和君）

当然新築家屋の評価も増えているんですが、未登記家屋というのが登記をしないと法務局で罰金制度というのができていまして、その関係で相続のときに結局小さい物置みたいなものが登記していないものを評価してくれというふうなことで、そういった依頼も結構ありまして、未評価で残っていた分が古い建物ですけども評価してそういった部分も納税が増えているということも言えるのかなというふうに思っております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入です。

予算書19ページをお願いいたします。事業概要説明書は17ページになります。

19ページ、下段、15款2項1目1節総務費補助金の説明欄2段目になります。マイナンバーカード交付事務費補助金2585万9000円につきましては、234万1000円の増、10%の増となっております。こちらはマイナンバーカード交付事務に要する経費に対して国から交付される補助金です。補助率は国10分の10です。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、歳出について、前年度と比較し大きく増減している事項につきましてご説明いたします。

予算書52ページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目 02 戸籍住民基本台帳等事業、0201 戸籍事務に要する経費 1895 万 5000 円、前年度比 1262 万 3000 円の減、60%の減となっております。減額の理由につきましては、戸籍に記録する振り仮名事務が終了したことに伴いまして会計年度任用職員 1 名分の人件費が減額となったこと、また、戸籍の標準化・共通化に係る委託が減額となったものです。

戸籍事務に要する経費の主な内容は、12 節標準化・共通化に係る事業委託 726 万円、こちらは戸籍附票システムを標準準拠システムへ移行するための経費です。

次に、13 節戸籍システム使用料 940 万円は、戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスを利用するための使用料です。

続きまして、0202 住民基本台帳事務に要する経費 3670 万 1000 円、前年度比 360 万円の増、11%の増となっております。主な内容としましては、会計年度任用職員の報酬等で 7 名分の報酬等を計上しております。その他各窓口での事務に要する経費で、システム使用料や負担金となっております。マイナンバーカードの普及啓発事業についてですが、月 2 回程度日曜日にマイナンバーカード休日交付の窓口開庁を行っております。また、窓口に来庁して申請することが困難な方につきましても、マイナンバーカードを取得していただくために、高齢者施設や福祉施設等へ出張申請受付を実施しまして、申請及び交付の促進を図っております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

住民基本台帳の会計年度職員を 7 名、これは令和 7 年度は何名で今度は 7 名ということ、前年度、令和 7 年度は何人だったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○市民課長（小池陽子君）

住民基本台帳のほうで雇用していた会計年度任用職員につきましては、令和 7 年度も 7 名です。そして、令和 8 年度につきましても同じく 7 名を計上しております。

○櫻井繁行委員長

トータルで 11%の増ということですかね。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、議案第 26 号 令和 8 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、地域コミュニティ課所管の予算についてご説明をいたします。

まず、歳入からご説明いたします。

予算書のほうは 19 ページをお願いいたします。

15款2項1目1節の地域少子化対策重点推進交付金60万円は、こちら歳出のほうは47ページになります。ページ飛びまして申し訳ございません。歳出の47ページの上から2段目、結婚新生活支援事業補助金の170万円に充当となります。

続きまして、……

[「47ページ」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

はい、歳出のほうで充当先をお示ししております。

次に、29ページをお願いいたします。

29ページ、21款5項6目1節の説明欄中段ほど、自治総合センターコミュニティ助成金ですけれども、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの売上げを原資とした社会貢献事業として、地域住民のコミュニティ活動に対して助成されるものです。令和8年度は350万円のうち210万円が当課の所管でございまして、角来地区集会施設の備品購入に対して助成される予定でございます。

歳入は以上になります。

続いて、歳出について、大きく増減している項目を中心に説明させていただきます。

事業概要説明書は12ページ、予算書は45ページ下段からになります。

2款1項9目01自治振興事業、0101自治振興に要する経費につきましては、令和7年度比211万1000円の減の2103万5000円となります。主に18節の地域集会施設整備事業補助金の減額によるものです。ほかは同程度の予算を計上してございます。

次に、事業概要説明書13ページ、予算書のほうは46ページになります。

02市民協働事業、0201市民活動支援に要する経費801万円ですけれども、令和7年度比200万円の増額計上させていただいております。コミュニティの形成やまちづくりにつながる市民活動を幅広く支援するため、まちづくりファンド助成事業補助金を倍増して計上させていただくものです。

次に、事業概要説明書14ページ、予算書は46ページの下段から47ページとなります。

03移住定住促進事業、0301移住定住・結婚支援に要する経費につきましては、令和7年度比252万7000円増の625万9000円を計上させていただきます。18節のわくわく茨城移住支援金の増額によるものでございます。

次に、予算書47ページ、04コミュニティ施設管理事業、0401霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費につきましては、節ごとにご覧いただきます。

10節の光熱水費でございますが、9月末まで休館であること、さらには更新後の空調及びLED照明のランニングコストを考慮いたしまして、令和7年度比520万円減額して計上しております。

また、12節ですが、同センターの長寿命化計画策定業務の完了で1661万1000円が皆減0円となります。

一方、14節の空調設備等更新工事は、令和7年度からの継続費となりますが、1億68万9000円増の3億206万9000円を計上させていただいており、全体として令和7年度比7215万4000円増の3億4649万2000円となります。

[「空調ってどこなの」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

14節につきましては、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事でございます。

[「1億が増えたということ」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

はい、1億68万9000円増の3億206万9000円を計上してございます。

次に、予算書48ページ、0402千代田コミュニティセンター管理に要する経費につきましては、令和7年度比452万4000円減の1398万円となります。主に10節の光熱水費で、電気料金を見直したことによるものでございます。

次に、予算書48ページから49ページにかけて、0403下稲吉コミュニティセンター管理に要する経費につきましては、令和7年度比461万円増の1474万7000円となります。12節の高圧ケーブル更新工事の設計業務委託及び14節の工事請負費で高圧ケーブルの更新工事を見込んだことによるものでございます。

続きまして、予算書90ページをご覧ください。

6款1項2目02消費者支援事業、0201消費者支援に要する経費1036万1000円につきましては、令和4年度から消費者生活センター相談業務を外部委託により実施しております。業務内容を精査し、相談体制の見直しを行ったことにより、令和7年度比577万1000円の減ということで計上してございます。

次に、事業概要書15ページ、予算書のほうは119ページになります。119ページ下段から120ページにかけてでございます。

9款4項2目02公民館活動推進事業、0201霞ヶ浦公民館講座に要する経費につきましては、令和7年度比23万4000円減の273万9000円となります。会計年度任用職員報酬等の精査によるものでございます。なお、0202千代田公民館講座及び0203下稲吉公民館講座に要する経費につきましては、令和7年度比でほぼ同額を計上させていただいております。

最後に、事業概要説明書16ページ、予算書は120ページから121ページにかけて、03公民館コミュニティ形成事業につきましては、3つのコミュニティセンター全体で1223万3000円、令和7年度比56万4000円の減となります。主に公民館役員の報酬費の見直しによるものでございます。

地域コミュニティ課からの説明は以上になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、改めまして地域コミュニティ課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○環境防災課長（服部光浩君）

それでは、環境防災課所管の一般会計予算についてご説明させていただきます。

予算書21ページをご覧ください。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄の2番目、循環型社会形成推進交付金685万5000円です。こちらにつきましては、浄化槽設置に係る国からの補助金となります。設置計画数につきましては31基分計上してございます。

続きまして、予算書24ページをお開き願います。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄の2番目になります。浄化槽設置整備事業費補助金514万1000円です。こちらは浄化槽設置に係る県からの補助金となります。先ほど説明させていただきましたが、国と同様の31基分を計上させていただいております。

主な歳入につきましては、以上となります。

続きまして、歳出について、前年度と比較して大きく増減している事項を中心に説明させていただきます。

予算書45ページをお願いいたします。事業概要書は7ページとなります。

2款1項8目01生活安全対策事業、0101交通安全対策に要する経費3285万1000円につきましては、前年度と比較して1232万5000円の減、27.3%の減額となっております。主な減額の要因としましては、市内の防犯灯のLED化事業に関する経費の減によるものでございます。

また、新規事業としまして、18節負担金補助及び交付金に計上しております自転車用ヘルメット購入費補助金40万円につきましては、自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化されたことを受けまして、自転車利用者の交通事故による被害の軽減につなげることを目的として、自転車ヘルメットの購入費用の2分の1に相当します額を補助し、1人当たり上限を2,000円として助成するものでございます。

続きまして、予算書は同じく45ページ、事業概要書も同じく7ページになります。

0102地域安全対策に要する経費504万1000円につきましては、前年度と比較しまして21万円の減、4%の減額となっております。主な減額の要因としましては、防犯カメラ等の機器保守点検業務につきまして委託内容の見直しを行ったものでございます。また、主な事業としましては、地域の防犯体制の強化を目的としまして、カメラ付防犯灯の設置工事費として5か所分100万円を計上しております。さらに、先ほど説明させていただきました犯罪被害者等支援条例の新規制定に伴いまして、犯罪被害に遭われた方やその遺族の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等見舞金として30万円を計上させていただいております。

続きまして、予算書80ページをお開きください。

4款1項6目02保健衛生広域事業、0202湖北環境衛生組合運営に要する経費8949万7000円につきましては、前年度と比較して3371万7000円の減、27.4%の減額となっております。主な減額の要因としましては、湖北環境衛生組合敷地内の汚泥焼却処理施設の解体工事が終了したことにより、負担金が大きく減額となったものでございます。

次に、予算書82ページ、事業概要書は10ページとなります。

4款1項7目03廃棄物対策事業、0302一般廃棄物処理に要する経費3億6002万4000円につきましては、前年度と比較しまして7582万2000円の減、17.4%の減額となっております。主な減額の要因としましては、霞台厚生施設組合施設内の旧焼却施設の解体工事が終了したことにより、負担金が減額となったものでございます。

次に、予算書104ページをお願いいたします。事業概要書は11ページをご覧ください。

8款1項3目02防災・災害対策事業、0201災害対策に要する経費3701万7000円につきましては、前年度と比較しまして3183万円の減、46.2%の減額となっております。主な減額の要因としましては、戸別受信機移設業務委託、Web版ハザードマップ構築業務委託の事業完了、また、県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金が繰越明許費となったことにより、大幅な減額となっております。

続きまして、予算書105ページをお開きください。事業概要書は同じく11ページになります。

0203防災訓練に要する経費91万4000円につきましては、前年度と比較しまして48万7000円の増、114%の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、防災訓練の内容の見直しによる需用費などの増によるものです。出水期前の6月の訓練、11月の全市民を対象とした重点区域の避難訓練を実施する予定となっております。

説明については以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境防災課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

循環型社会形成推進交付金、これ国と県、あと市も補助しますよね。これ31基というのは、前は何でも60基だとか何とかというのを現実に合わせて31基ということだったんです。令和7年度は今のところ何基になっているんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

令和7年度につきましては、2月末現在で17基となっております。

○佐藤文雄委員

17基。

○環境防災課長（服部光浩君）

はい。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○塚本直樹委員

家庭用防犯カメラの設置件数なんですけれども、この実施計画のほうでは令和8年度60基という目標になっているんですけれども、令和7年度は何件あったんでしょうか、お願いします。

○環境防災課長（服部光浩君）

お答えいたします。

令和7年度2月末現在で58件でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑もないようですので、ここで終結をさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本委員会は3月3日、明日ですね、午後1時半より全員協議会室で引き続き審査を行います。

それでは、本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時59分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行